

# 令和5年度第2回自動販売機（清涼飲料水等） 設置場所の貸付に係る一般競争入札（事後審査）

佐世保市公告第19号

一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和6年1月12日

佐世保市長 宮 島 大



## 1 入札に付する事項

(1) 物件の表示

別表1のとおり

(2) 貸付期間

令和6年2月1日から令和9年1月31日まで（3年間）

(3) 用途

自動販売機（清涼飲料水等）の設置・運営に限るものとします。

(4) 賃貸借料等

物件番号ごとに、貸付期間中の賃貸借料の月額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。なお、屋外に設置する物件は、消費税及び地方消費税相当額の加算はありません。

## 2 入札参加資格

入札については、次に掲げる要件にすべて該当する法人、個人又は任意団体に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された者で当該制限が決定された日から2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 申請者の役員等（申請者の役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者でないこと。

(6) 法人にあっては佐世保市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては佐世保市内に住所を有すること。

ただし、佐世保市内に支店又は営業所を有する法人にあっては、公告日から起算し、過去5年以上の期間にわたり佐世保市内に支店又は営業所を開設していること。

(7) 佐世保市税、国民健康保険税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

(8) 自動販売機の設置及び運營業務について、公告日から起算し、過去2年以上の期間にわたり佐世保





市内の実績を有していること。

(9) 任意団体にあつては、代表者が上記(6)及び(7)の要件を満たしていること。

《特記事項》

前記(1)から(9)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、公告した入札に重複して参加することができません。

- ① 入札に参加しようとする法人又は任意団体等の役員が、個人で入札に参加しようとするとき。
- ② 役員が重複している法人又は任意団体等が、入札に複数参加しようとするとき。

### 3 入札申込制限台数

今回の入札は、入札参加申込を行うことができる自動販売機の制限台数(入札申込制限台数)を設けています。入札申込制限台数を超えて、入札参加申込を行うことはできません。

入札申込制限台数 = 21台

佐世保市公告第478号で公告した入札において落札した物件がある場合は、今回の入札と合計して21台を上限とする。

### 4 入札の方法

当該物件の入札方法は、期間入札とし物件ごとに次のとおりとします。

- (1) 佐世保市が指定する入札書に必要事項を記入(押印)し、任意の封筒に入れ「割印」すること。
- (2) 封筒の宛名は、「佐世保市長」とし、「佐世保市役所資産経営課行」、「親展」とすること。
- (3) 封筒表面に「入札書」と朱書きし、開札日、物件番号を記入すること。
- (4) 封筒裏面には、差出人の住所と氏名(会社名)を記入すること。
- (5) 入札書は物件ごとに提出することとし、公告の日から「令和6年1月19日(金曜日)」正午までに提出しなければならない。提出後の入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- (6) 入札参加申込者は、入札書の記載事項を訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正箇所に押印すること。ただし、首標金額の訂正はできない。
- (7) 入札金額は、賃貸借料の月額(空き缶回収箱設置等一切の経費を含む。)とすること。
- (8) 入札金額とする賃貸借料の月額は、貸付けを行う物件が屋内である場合には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。(貸付けを行う物件が屋外である場合には、消費税及び地方消費税相当額を加算はおこなわない。)

### 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に物件番号を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- (3) 同一物件の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 入札に際し不正の行為があつたと認められるもの
- (5) 指定日までに提出がなされなかったもの
- (6) 指定した入札方法以外の方法による入札
- (7) 入札申込制限台数を超えての入札





## 6 開札の日時及び場所

日時 令和6年1月22日(月曜日)午前10時から

場所 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所 6階会議室

## 7 開札の立ち会い

開札会場には関係者以外の入室ができませんので、開札の立ち会いを希望される場合は、令和6年1月18日(木曜日)の正午までに申し出てください。なお、代理人が立ち会う場合は、当日、委任状の提出が必要です。

## 8 入札保証金

入札保証金は、免除します。

## 9 落札候補者の決定

- (1) 予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格入札者を落札候補者とします。
- (2) 同額の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札候補者を決定いたしますので、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「001」～「999」までの任意の3桁の数値を記入してください。なお、記入がないものは「0(ゼロ)」を記入したものとみなします。
- (3) 同額により「くじ」となった場合は、佐世保市により次の要領で落札候補者を決定します。
  - ① 同額となった入札書の受付日時順に「0」から順に番号を付番します。
  - ② 同額の入札書に記載してあるそれぞれの「くじ番号」すべての数値を合計します。
  - ③ 上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出します。
  - ④ 「付番数値」が「余りの数値」と合致する者を落札候補者とします。
- (4) 落札候補者が決定したら、落札候補者に対し口頭もしくは電話で通知します。

## 10 入札参加資格の審査(事後審査)

落札候補者は、別表2に掲げる書類を令和6年1月25日(木曜日)の正午までに提出してください。佐世保市公告第478号で公告した入札において、資格審査を行った者については免除します。

## 11 落札者の決定

- (1) 落札候補者の入札参加資格を審査し、要件をすべて満たしていた場合は、当該落札候補者を落札者とします。
- (2) 落札者が決定したら、落札者に対し電話で通知します。

## 12 契約の締結

賃貸借契約の締結は、落札者決定後20日以内を期限とします。

## 13 契約保証金

落札者は、一時貸付契約と同時に、契約保証金として「3か月分の賃貸借料」を納付してください。

## 14 入札内容等の公表

入札内容等については、佐世保市ホームページ上で「応札者数」、「落札者名」、「落札金額」を公表します。





15 問合せ先

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市役所 財務部 資産経営課 資産保全係 (佐世保市役所6階)

TEL: (代表) 0956-24-1111 内線2642

(直通) 0956-37-6111

FAX: 0956-25-9648

以 上





別表1 別表1

No.	物件番号	施設名	設置台数	屋内・屋外	開札日時
1	東ク-1	① 東部クリーンセンター	1台	屋外	令和6年1月22日(月) 10:00~
2	クと-1	① クリーンピュアとどろき	1台	屋外	
3	西ク-1	① 西部クリーンセンター	2台	屋内	
4	生衛-2	① 佐世保市東部芳世苑	2台	屋内	
5	学保-1	① 佐世保市学校給食センター	1台	屋内	
6	港管-3	① 佐世保港国際ターミナルビル	5台	屋内	
		② 相浦市宮棧橋待合所			
7	公園-3	① 隠居岳公園	2台	屋外	
		② 烏帽子岳園地(風と星の広場)			
8	公園-4	① ポットホール公園	3台	屋外	
		② 牧の岳公園			
9	公園-5	① 冷水岳園地	4台	屋外	
		② 冷水岳園地			
		③ 神崎鼻公園			
		④ 大悲観公園			

※詳細は「物件仕様書」を必ずご確認ください。





別表 2

## 入札参加資格の審査の際に必要な書類

入札参加者（個人・法人・任意団体）に応じて、下記書類を入札参加資格の申請の際にご提出ください。

なお、下記書類中、No.の左横に※をつけた書類（※No.）は3か月以内に発行されたものをご提出ください。

No.	書類の名称	個人	法人	任意団体	必要部数	備考
1	一般競争入札資格審査申請書 実印を押印のこと。任意団体の場合は代表者個人の実印を押印のこと。	○	○	○	1	
2	誓約書 実印を押印のこと。任意団体の場合は代表者個人の実印を押印のこと。	○	○	○	1	
※3	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 佐世保市内で支店又は営業所を有する法人にあっては、佐世保市内で5年以上開設していることを証明する書類	×	○	×	1	コピーで可
※4	住民票 任意団体の場合は代表者個人の分	○	×	○	1	コピーで可
※5	印鑑登録証明書 任意団体の場合は代表者個人の分	○	○	○	1	コピーで可
※6	佐世保市税及び国民健康保険税に関する「滞納のない証明」 任意団体の場合は代表者個人の分	○	○	○	1	コピーで可
※7	国税に関する納税証明書 その3の3「法人税と消費税及び地方消費税の未納がない証明」	×	○	×	1	コピーで可
※8	国税に関する納税証明書 その3の2「申告所得税と消費税及び地方消費税の未納がない証明」 任意団体の場合は代表者個人の分	○	×	○	1	コピーで可
9	自動販売機設置について、佐世保市内で2年以上の実績を証明する書類（土地又は施設の賃貸借契約書、使用許可書等）	○	○	○	1	コピーで可
10	設置する自動販売機のカatalog（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）	○	○	○	1	コピーで可